第１章　相続の基礎知識

1　相続とは何？

相続とは，財産の承継をいいます。すなわち，相続とは人が亡くなった時，その人（「被相続人」といいます。）が持っていた財産を，その人と一定の身分関係にある人（「相続人」といいます。）が，引き継ぐことをいいます。

被相続人

相続される人＝亡くなった故人のこと

相続人

被相続人の資産・負債を引き継ぐ人のこと

亡くなった人の
配偶者及び

① 子　又は直系の孫・ひ孫

② 親　又は祖父母

③ 兄弟姉妹　又は甥姪　など

※相続順位については後述します

相続財産とは，被相続人が死亡の時に有していた財産で，かつ相続人が複数いる場合に相続人全員の共有になる財産です。

故人の遺産

祭祀用財産

位牌
墓地　など

遺産に含まれない

受取人指定の生命保険
死亡退職金
香典
葬儀費用　など

相続財産

被相続人が死亡の時に持っていた資産・負債

資　産

家、建物
不動産（土地）
自動車
預貯金
株式や国債などの有価証券
貴金属・美術品
ゴルフ会員権
など

負　債

借入金
未払いの税金
連帯保証
など